

成城大学『経済研究』第 247・248 合併号抜刷（2025 年 3 月）

IFRS 移行に伴う生命保険会社の 為替リスク管理への影響分析

羽 根 佳 祐

IFRS 移行に伴う生命保険会社の 為替リスク管理への影響分析

羽 根 佳 祐

1. はじめに

2023 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から国際財務報告基準（IFRS）第 17 号「保険契約」の適用が始まったことを受けて、保険会社に認められてきた IFRS 第 9 号「金融商品」の適用免除も解除され、欧州をはじめとする多くの保険会社が両基準を適用することとなった。IFRS 第 17 号では、責任準備金（保険負債）を時価ベースで評価することが求められており、責任準備金を原価評価する日本の会計慣行と大きく異なる。

ただし、IFRS 第 17 号が日本の生命保険会社に及ぼす影響は限定的といえる。親会社が IFRS を任意適用しているので、連結決算のために IFRS を適用する必要があるソニー生命や楽天生命を除けば、単体企業として 2023 年度から IFRS 第 17 号の任意適用を開始したのはライフネット生命のみである。なお、これらの企業も、保険業法上の開示規制においては現行の法定会計（保険業法に基づく監督会計）に従って個別計算書類（財務諸表）を作成する必要がある。また、IFRS 第 17 号と整合的な日本基準の開発について、企業会計基準委員会（ASBJ）は 2022 年 8 月の中期運営方針で「検討に着手するか否かの審議を行う」としているが、その後進展は見られない。

加えて、IFRS 第 9 号と整合的な日本基準の開発が進められているものの、ASBJ は「金融資産の減損」を優先課題としており、「分類及び測定」「ヘッジ会計」に関しては（特に「分類及び測定」に関しては IFRS 第 9 号に後

述のような問題点があるので）IFRS 第 9 号の定めを取り入れるような見直しは現在予定されていない。これらの点について IFRS 第 9 号の定めを取り入れるか否かは不透明なものの、現行の日本基準におけるヘッジ会計の使い勝手の悪さを指摘する声も少なくない。運用資産の大半が金融商品（有価証券）で構成される生命保険会社の資産負債管理（ALM）上、デリバティブ等を活用したヘッジ戦略はリスク・コントロールを行う上で重要な手段となっている。仮に IFRS 第 9 号と整合的な日本基準が開発されて、金融商品の分類及び測定のみならず、ヘッジ会計のあり方が変更されれば、生命保険会社の ALM 戦略に多大な影響が及ぼされることになろう。

そこで本稿では、IFRS（と整合的な日本基準）への移行に伴う生命保険会社の金利変動リスク管理への影響を分析した羽根（2022）に続き、為替変動リスク管理に焦点を当てて、企業会計上の制約を踏まえた生命保険会社の ALM の様態について検討を加える。特に、日本の生命保険会社がこれまでどのような業績表示を目指してきたのかを踏まえつつ、IFRS 導入の影響について検討する。具体的には、日本の生命保険会社の有価証券の保有区分、ヘッジ会計の適用状況などの実態調査を踏まえて、保険会社が保有する資産・負債の評価基準に（1）現行の日本基準を適用する場合、（2）IFRS を適用する場合について、保険会社の純損益と純資産にどのような影響を与えるのかを考察する。

2. 生命保険会社の ALM に関する実態調査

本節では、本邦生命保険会社がいかなる会計情報の提供を目的として会計方針を選択しているのか、その手掛かりを得るために日本の生命保険会社の ALM に関する実態調査を行う。

2.1 有価証券明細とその保有区分

図表 1 は、過去 12 年間における生命保険会社の有価証券明細を示して

IFRS 移行に伴う生命保険会社の為替リスク管理への影響分析

いる。生命保険会社が保有する有価証券の半数は国債であることがわかる。これは、生命保険会社の資産運用の基本方針が「中・長期の安定的な収益の獲得」を目指したものであり、比較的利回りの安定した公社債の運用が中心となるためである。また、責任準備金の大半が固定金利型（利率保証型）であることから、これら公社債もその多くが固定金利型である。

図表 1 生命保険会社の有価証券明細（単位：兆円）

区分 \ 年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
国 債	148.8	149.8	148.8	148.6	148.6	147.4	148.2	151.2	157.6	162.4	165.0	165.4
地 方 債	13.9	14.0	13.9	13.5	13.0	12.1	10.9	10.1	9.0	7.8	6.7	5.8
社 債	25.2	24.9	24.9	25.4	25.8	26.2	27.1	28.4	28.5	27.4	25.4	25.3
株 式	16.7	18.0	22.7	19.8	21.5	23.2	21.8	18.8	25.0	24.3	24.2	33.2
外国証券	56.0	61.5	73.3	78.7	85.2	89.0	96.5	98.1	106.3	111.5	97.0	107.1
国 債	15.3	18.8	23.7	26.4	27.3	27.6	28.0	27.9	26.8	25.9	18.7	19.6
地方債	1.1	1.2	1.8	2.1	2.6	2.8	2.7	2.5	3.4	3.8	2.4	2.4
社 債	28.0	29.0	33.8	36.3	41.0	42.8	47.9	49.6	53.0	54.5	48.7	53.0
株 式	5.2	5.3	6.1	6.5	5.7	5.8	5.2	4.0	5.2	5.8	4.2	5.2
その他の外国証券	6.5	7.1	7.8	7.3	8.5	10.1	12.7	14.1	17.9	21.5	22.9	26.8
その他の証券	17.7	16.8	16.0	14.6	15.6	15.9	15.7	15.2	16.6	16.1	16.4	19.1
合 計	278.2	285.0	299.4	300.5	309.7	313.7	320.3	321.8	343.1	349.5	334.7	355.9

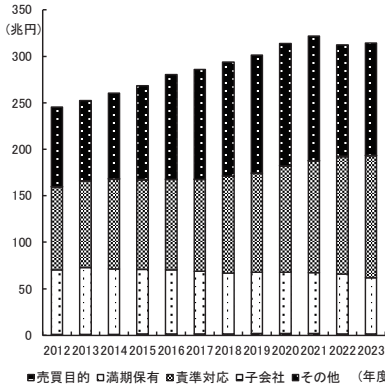
出所：生命保険協会年次統計をもとに作成。

しかし近年、有価証券全体に占める国債の割合は低下傾向にあり、その代わりに外国証券の保有割合が年々上昇している。これは、国内で低金利環境が続く中、生命保険会社が相対的に利回りの高い外国証券の運用を拡充させていることを示している。なお、数年前までは為替ヘッジコストが安かったこともあり、また、基礎利益の算定にあたって外債からの利息を含める一方、ヘッジコストを含めないことができたために、ヘッジ付き外国債券への投資が拡充されてきた。しかし近年ではヘッジコストが高止まりしており、加えてヘッジコストを基礎利益の算定に含めることになったこともあって¹⁾、ヘッジ付き外国債券を削減して円債やオープン外債に

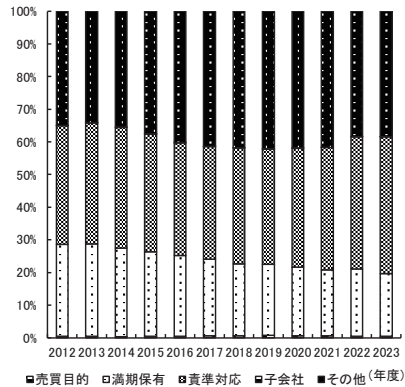
1) 基礎利益の問題点については植村（2024）を参照。

切り替える生命保険会社も増えている。それでも有価証券全体の3割が外国証券であることに変わりはない。

図表2 有価証券保有額（簿価）の推移



図表3 有価証券保有割合の推移



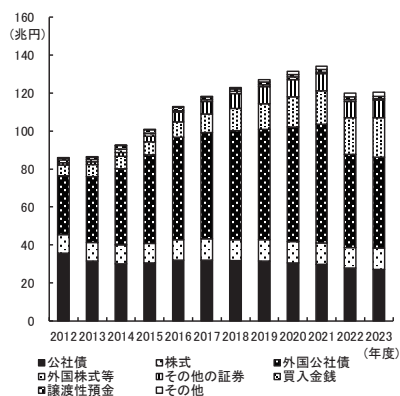
出所：各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図表2および図表3は、会計上の保有区分²⁾に基づき、本邦生保が一般勘定で運用する有価証券の保有額（簿価ベース³⁾）と保有割合の推移を示したものである。図表2および図表3の「売買目的」は売買目的有価証券、「満期保有」は満期保有目的の債券、「責準対応」は責任準備金対応債券、「子会社」は子会社株式・関連会社株式、「その他」はその他有価証券を指す。図表2および図表3をみると、一般勘定においては「売買目的」「子会社」の保有額・保有割合は非常に僅かであり、全体の約6割が原価区分（「満期保有」「責準対応」）であり、残りの4割が「その他」という構成であることがわかる。原価区分の割合が大きいのは、責任準備金が原価評価されているためである。

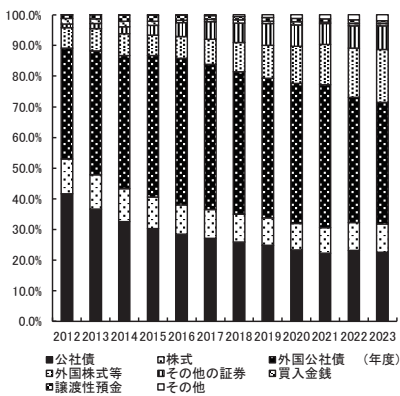
- 2) 日本基準における有価証券の会計上の保有区分に関しては羽根（2022）を参照。
- 3) 有価証券の時価の推移ではなく保有額（ないし保有割合）の推移をみたいため、集計額は帳簿価額としている。

ここで、残りの4割の其他有価証券について、国内外の株式や投資信託など債券以外のものも含まれているが、その大半は国内外の公社債である（図表4、図表5）。会計上のミスマッチ（資産・負債の会計処理の不整合）を低減させて、純資産の変動性を抑えるためには、これらの公社債についても責任準備金対応債券として分類したいところではあるが、責任準備金対応債券への分類要件⁴⁾を満たさずに其他有価証券に分類されていると推察される。なお、其他有価証券の約6割は外国証券（外国公社債および外国株式等）である。国内外の公社債は年々減少傾向にあるが、その代わりに外国株式等の保有額・保有割合が上昇している。また、外国株式等の大半は投資信託であると考えられる。

図表4 その他有価証券内訳の推移



図表5 その他有価証券内訳の推移（割合）



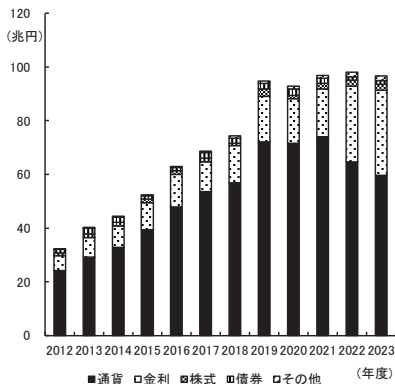
出所：各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

- 4) 責任準備金対応債券の分類要件としては、①リスク管理を適切に行うための管理・資産運用方針等の策定、②管理・資産運用方針等を遵守する体制の整備、③小区分の設定と管理、④デュレーション・マッチングの有効性の判定と定期的検証が求められており、負債側のデュレーションに対して資産側のデュレーションが0.8から1.25の範囲である必要がある。この「0.8から1.25の範囲」は後述のヘッジ会計におけるヘッジの有効性の判定基準と同じ水準である。

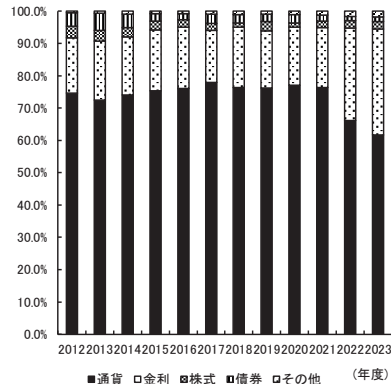
2.2 デリバティブを活用したヘッジ取引の状況

図表6および図表7は、本邦生保のデリバティブ取引の活用状況をまとめたものである。デリバティブ契約高の大半は通貨関連のものであり、その契約高は2012年から2021年までの10年間で急激に増加したが、2022年度以降は減少傾向にある。これは、前述のように、ヘッジコストの高止まりや基礎利益の算定方法の変更が影響していると思われる。近年減少傾向にあるものの、通貨関連デリバティブは本邦生保の保有するデリバティブの約6割以上を占めており、為替変動リスク管理の重要性をうかがうことができる。

図表6 デリバティブ契約高の推移



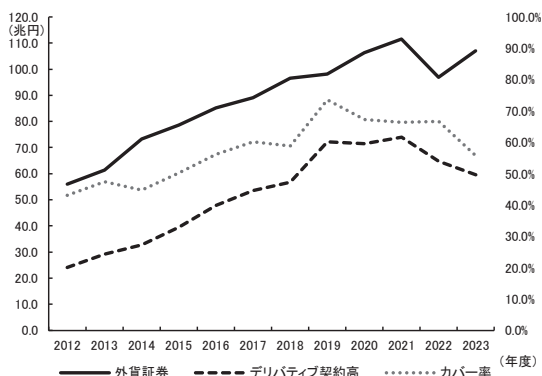
図表7 デリバティブ保有割合の推移



出所:各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図表8は、外貨証券と通貨関連デリバティブ契約高の推移を示したものである。また、カバー率（＝通貨関連デリバティブ契約高÷外貨証券）も併せて示している。カバー率は最も高く73.6%（2019年度）であり、直近は55.7%（2023年度）であった。ここ12年間の平均は57.5%であり、生命保険会社は保有する外貨証券の約6割に対してデリバティブを用いて為替変動リスクを軽減していることがわかる。残りの約4割（の一部）について

図表8 外貨証券と通貨関連デリバティブ契約高の推移



は、外貨建保険商品との間で為替ポジションをスクウェア化している可能性がある。しかし、外貨建商品に関する開示情報が限られているため、実際に本邦生保がどの程度の為替変動リスクをリスクテイクしているかは明らかではない⁵⁾。

3. 外貨建有価証券の会計処理とヘッジ会計の適用状況

前節では、本邦生保において外国証券の保有割合が上昇傾向にあり、為替変動リスクの管理の重要性が増す中、通貨関連デリバティブを用いた為替変動リスクのヘッジ活動が行われていることを確認した。ヘッジ手段であるデリバティブ取引の原則処理は、期末に時価評価して評価差額を当期の損益として計上するので、ヘッジ対象の会計処理によってはヘッジ効果を会計上適切に反映させるためにヘッジ会計の適用が求められるケースがある。

ヘッジ対象となる外貨建有価証券の処理方法は図表9のとおりである。売買目的有価証券、満期保有目的の債券については、為替差額は当期の損益として計上するので、いわゆる「独立処理」によって、ヘッジ対象とヘッ

5) 保険会社の情報開示をめぐる問題点については植村（2024）を参照。

ジ手段の損益の計上時期は自動的に一致するため、ヘッジ会計を適用する必要はない。また、その他有価証券が債券の場合も同様に、為替差額は当期の損益として計上できるため、ヘッジ会計を適用する必要はない。一方、債券以外のその他有価証券については、為替差額を純資産直入するしか選択肢がないので、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の計上時期を合わせるためにはヘッジ会計を適用する必要がある。

図表9 外貨建有価証券の処理方法

外貨建項目	評価基準	換算レート	為替差額の取扱い
売買目的有価証券	時価	決算日レート	当期の損益
満期保有目的の債券	償却原価	決算日レート	当期の損益
子会社株式・関連会社株式	取得原価	取得日レート	—
その他有価証券(債券)	時価	決算日レート	原則:純資産直入 容認:当期の損益
その他有価証券(債券以外)	時価	決算日レート	純資産直入

為替予約等のデリバティブを用いたヘッジ会計には、繰延ヘッジ会計および時価ヘッジ会計⁶⁾に加えて、振当処理がある。振当処理とは、為替予約等により固定されたキャッシュフローの円貨額により外貨建取引を換算して、直物為替相場による換算額との差額を、為替予約等の契約締結日から外貨建取引の決済日までの期間にわたり配分する方法である。振当処理が認められる為替予約等はヘッジ会計の適用要件を満たすものに限定され、振当処理の対象となる外貨建取引は、為替予約等によって将来のキャッシュフローが固定されるものに限られる。このため、満期保有目的の債券以外の外貨建有価証券には振当処理の適用は認められない。

図表10は、本邦生保が保有するデリバティブ取引についてヘッジ会計の適用状況をまとめたものである。また、図表11において本邦生保が保有するデリバティブ取引についてヘッジ会計が適用されているものの内訳

6) 繰延ヘッジ会計および時価ヘッジ会計については羽根（2022）を参照。

IFRS 移行に伴う生命保険会社の為替リスク管理への影響分析

を、また、図表 12 においてヘッジ会計が適用されていないものの内訳を示している（ともに 2023 年度の数値）。

図表 10 本邦生保が保有するデリバティブのヘッジ会計適用有無

	通貨関連		金利関連		株式関連		債券関連		その他	
	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用	適用	非適用
2023	50.0%	50.0%	31.3%	68.7%	5.6%	94.4%	4.9%	95.1%	0.0%	100.0%
2022	55.0%	45.0%	30.2%	69.8%	3.6%	96.4%	46.7%	53.3%	0.0%	100.0%
2021	65.7%	34.3%	42.8%	57.2%	10.2%	89.8%	25.9%	74.1%	0.0%	100.0%
2020	65.4%	34.6%	40.4%	59.6%	8.7%	91.3%	13.7%	86.3%	0.0%	100.0%
2019	62.2%	37.8%	36.6%	63.4%	4.6%	95.4%	4.2%	95.8%	0.0%	100.0%
2018	69.0%	31.0%	40.0%	60.0%	7.5%	92.5%	2.6%	97.4%	0.0%	100.0%
2017	70.5%	29.5%	38.1%	61.9%	16.0%	84.0%	0.2%	99.8%	0.0%	100.0%
2016	74.5%	25.5%	30.7%	69.3%	30.1%	69.9%	10.0%	90.0%	0.0%	100.0%
2015	70.6%	29.4%	29.6%	70.4%	17.9%	82.1%	19.9%	80.1%	0.0%	100.0%
2014	70.4%	29.6%	34.9%	65.1%	19.6%	80.4%	15.4%	84.6%	0.0%	100.0%
2013	71.1%	28.9%	32.8%	67.2%	12.6%	87.4%	17.3%	82.7%	0.0%	100.0%
2012	70.2%	29.8%	36.3%	63.7%	9.4%	90.6%	27.2%	72.8%	0.0%	100.0%

出所：各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図表 10 によれば、通貨関連デリバティブは他のデリバティブに比べるとヘッジ会計が適用されている割合が高い。ただし近年、非適用の割合が急増している。また、株式関連および債券関連に関して、その大半がヘッジ会計非適用である。その理由は、本邦生保は株価指数先物や債券先物を用いて株式・債券ポートフォリオのヘッジを行っていると考えられるが、この場合、ヘッジの有効性の判定基準（ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュフロー変動の累計と、ヘッジ手段の相場変動またはキャッシュフロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率が概ね 80% から 125% までの範囲内であること）などを満たすことが困難であるためと考えられる。

なお、金利関連のうちヘッジ会計が適用されているもののほとんどは保険負債をヘッジ対象としたものである（図表 11）。これは、保険業特有の処理として認められている保険負債を対象とした「包括ヘッジ」である。金

利関連デリバティブに関しては、ヘッジ会計を適用しなければ損益に変動性をもたらすことになるが、運用資産をヘッジ対象とした場合、ほとんどはヘッジ会計が適用できていない可能性が高い。

図表 11 本邦生保が保有するデリバティブのうち、ヘッジ会計が適用されているもの

件数	対象リスク	ヘッジ会計の方法	ヘッジ対象	ヘッジ手段	詳細	契約額 (百万円)
6	通貨関連	繰延ヘッジ	外貨建債券	通貨スワップ	円貨受取/外貨支払	7,494,803
2	通貨関連	繰延ヘッジ	外貨建資産	通貨スワップ	円貨受取/外貨支払	86,105
1	通貨関連	繰延ヘッジ	その他有価証券・外貨建貸付金	通貨スワップ	円貨受取/外貨支払	11,151
1	通貨関連	繰延ヘッジ	その他有価証券・外貨建貸付金	通貨スワップ	円貨支払/外貨受取	6,522
1	通貨関連	繰延ヘッジ	その他有価証券・外貨建貸付金	通貨スワップ	外貨支払/外貨受取	73,875
1	通貨関連	繰延ヘッジ	関連会社株式	為替予約		174,199
1	通貨関連	繰延ヘッジ	外国建債券	為替予約		7,746
11	通貨関連	時価ヘッジ	外貨建債券	為替予約		12,463,662
6	通貨関連	時価ヘッジ	外貨建資産	為替予約		6,178,875
4	通貨関連	時価ヘッジ	外貨建債券	通貨オプション		1,039,787
2	通貨関連	時価ヘッジ	外貨建資産	通貨オプション		18,920
2	通貨関連	時価ヘッジ	外国債券・外国投資信託	通貨オプション		90,021
2	通貨関連	時価ヘッジ	外国債券・外国投資信託	為替予約		943,155
5	通貨関連	振当処理	外貨建資産	通貨スワップ	円貨受取/外貨支払	967,949
2	通貨関連	振当処理	外貨建負債	通貨スワップ	外貨受取/円貨支払	3,626
2	通貨関連	振当処理	外貨建定期預金	為替予約		2,300
9	金利関連	繰延ヘッジ	保険負債	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	7,242,538
2	金利関連	繰延ヘッジ	貸付金	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	13,100
1	金利関連	繰延ヘッジ	外貨建債券	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	345,971
1	金利関連	繰延ヘッジ	その他有価証券	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	4,715
2	金利関連	時価ヘッジ	外貨建債券	金利スワップ	変動金利受取/固定金利支払	619,991
1	金利関連	時価ヘッジ	外貨建債券	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	1,250
4	金利関連	特例処理	貸付金	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	20,158
1	金利関連	特例処理	貸付金	金利スワップ	変動金利受取/固定金利支払	113,557
1	金利関連	特例処理	借入金	金利スワップ	変動金利受取/固定金利支払	245,000
1	株式関連	時価ヘッジ	外国株式等	先渡契約		60,872
1	株式関連	時価ヘッジ	国内株式	先渡契約		32,717
1	株式関連	時価ヘッジ	国内株式	エクイティスワップ		33,224
1	債券関連	時価ヘッジ	国債	債券オプション		19,500
2	債券関連	繰延ヘッジ	公社債	先渡契約		47,589

出所：各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図表 11 をみると、ヘッジ会計が適用されている通貨関連デリバティブについて、そのヘッジ対象はその大半がその他有価証券であることがわかる⁷⁾。図表 13 は、外貨建その他有価証券と通貨関連デリバティブのうちヘッジ会計適用分の推移を示したものである。また、図表 8 と同様にカバー率も示している。図表 13 のとおり、外貨建その他有価証券とヘッジ会計適用通貨関連デリバティブの推移は相似している。

7) 図表 11 によれば、振当処理が適用されるものを除けば、外貨建ての貸付金や関連会社株式に対してヘッジ会計が適用されているものの、件数・金額ともに少ない。

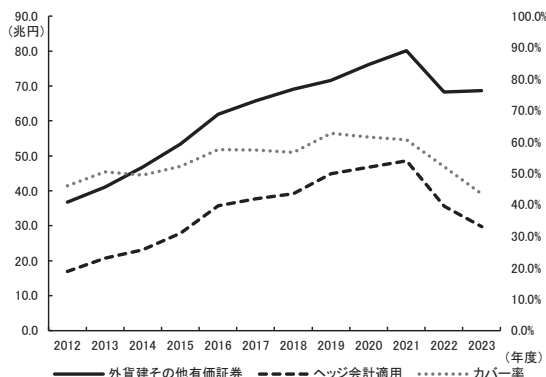
IFRS 移行に伴う生命保険会社の為替リスク管理への影響分析

図表 12 本邦生保が保有するデリバティブのうち、ヘッジ会計が適用されていないもの

件数	対象リスク	デリバティブ	詳細	契約額 (百万円)
46	通貨関連	為替予約		17,257,050
16	通貨関連	通貨オプション		8,911,605
7	通貨関連	通貨スワップ	外貨受取/円貨支払	1,665,479
2	通貨関連	通貨スワップ	円貨受取/外貨支払	16,198
2	通貨関連	通貨スワップ		141,716
2	通貨関連	通貨先物		82,349
2	通貨関連	先渡契約		1,634,427
1	通貨関連	トータル・リターン・スワップ	為替指数インデックス	88,617
1	通貨関連	通貨スワップ	外貨受取/外貨支払	1,993
11	金利関連	金利スワップ	固定金利受取/変動金利支払	11,519,188
6	金利関連	金利スワップション	変動金利受取/固定金利支払	1,679,765
6	金利関連	金利スワップ	変動金利受取/固定金利支払	6,993,432
2	金利関連	金利スワップション	固定金利受取/変動金利支払	1,403,415
1	金利関連	金利オプション		135,000
12	株式関連	株価指数オプション		1,664,193
8	株式関連	株価指数先物		415,484
1	株式関連	株価指数先渡		54,309
1	株式関連	エクイティスワップ		1,094
11	債券関連	債券先物		968,999
6	債券関連	債券オプション		291,930
3	債券関連	債券先渡		38,251
1	債券関連	トータルリターンスワップ		1,453
6	その他	クレジット・デフォルト・スワップ		856,562
3	その他	マルチ・アセット指数オプション		357,372
2	その他	クレジット・デフォルト・オプション		359,359
1	その他	トータル・リターン・スワップ		140,227
1	その他	インデックスオプション		3,744

出所:各社ディスクロージャー誌に基づき作成。

図表 13 外貨建その他有価証券とヘッジ会計適用通貨関連デリバティブの推移



カバー率は最も高くして62.7%（2019年度）であり、直近は43.4%（2023年度）であった。ここ12年間の平均は54.2%であり、外貨建その他有価証券の約半数をヘッジ対象としてヘッジ会計を適用していることになる。その

他有価証券が債券の場合、ヘッジ会計を適用しなくてもヘッジ効果は会計上反映できるため、実際はこのカバー率以上に通貨関連デリバティブはその他有価証券の為替変動リスクをカバーしていると思われる⁸⁾。

4. IFRS への移行が為替変動リスク管理に及ぼす影響

4.1 日本基準を適用する場合

本節では、日本基準から IFRS への移行が為替変動リスク管理に及ぼす影響について検討を加える。運用資産の為替変動リスクのヘッジ方法としては、①外貨建保険の販売⁹⁾や②為替予約等のデリバティブの活用が挙げられる。まず本項では、日本基準を適用する場合の運用資産と保険負債の組み合わせについて考察する。

前節でみたように、その他有価証券を除いて、外貨建有価証券の為替差額とデリバティブ取引の評価差額の認識時点は自動的に一致するため、ヘッジ会計を適用する必要はない。そこで以下では、日本基準において外貨建その他有価証券を念頭に運用資産と保険負債の組み合わせを考察する（図表14）。なお、図表14のマッチング状況欄は、運用資産と保険負債に係わる為替差額の対応状況を示している。すなわち、為替差額以外の評価差額の対応状況については考慮外としている。マッチング状況欄の純資産における△表記は、資産と負債の為替差額（評価差額）がその他の包括利益累計額（AOCI）ベースではマッチしないものの、純資産総額ベースではマッチすることを示している¹⁰⁾。

-
- 8) 図表11にあるように、その他有価証券が債券であってもヘッジ会計を適用するケースがあるので、本邦生保がどのような判断基準でヘッジ会計の適用有無を決定しているのか判然としない点もある。この点に関しては今後の検討課題としたい。
- 9) 「外貨建保険の為替変動リスクのヘッジ方法として、外貨建資産の運用が挙げられる」という表現のほうが適当かもしれない。
- 10) すなわち、為替差額を当期の損益とすれば、純資産の部で利益剰余金に計上される一方、OCI計上とすれば、AOCIに計上されるためである。

IFRS 移行に伴う生命保険会社の為替リスク管理への影響分析

図表 14 日本基準を適用する場合

運用資産						保険負債		マッチング状況		
区分	種別	為替差額	デリバティブ	ヘッジ会計	評価差額	区分	為替差額	純損益	純資産	
① 外貨その他	債券	OCI	-	-	-	外貨建商品	純損益	x	△	
② 外貨その他	債券	純損益	-	-	-	外貨建商品	純損益	○	○	
③ 外貨その他	債券	OCI	-	-	-	円貨建商品	-	○	x	
④ 外貨その他	債券	OCI	為替予約等	繰延ヘッジ	OCI	円貨建商品	-	○	○	
⑤ 外貨その他	債券	OCI→純損益	為替予約等	時価ヘッジ	純損益	円貨建商品	-	○	○	
⑥ 外貨その他	債券	純損益	-	-	-	円貨建商品	-	x	x	
⑦ 外貨その他	債券	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	-	○	○	
⑧ 外貨その他	債券以外	OCI	-	-	-	外貨建商品	純損益	x	△	
⑨ 外貨その他	債券以外	OCI	-	-	-	円貨建商品	-	○	x	
⑩ 外貨その他	債券以外	OCI	為替予約等	繰延ヘッジ	OCI	円貨建商品	-	○	○	
⑪ 外貨その他	債券以外	OCI→純損益	為替予約等	時価ヘッジ	純損益	円貨建商品	-	○	○	
⑫ 外貨その他	債券以外	OCI	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	-	x	△	

備考：マッチング状況は運用資産と保険負債に係る為替差額の対応状況を示している。

前述のとおり，外貨建その他有価証券が債券である場合，その為替差額は当期の損益として計上できるため，外貨建保険の裏付資産であれば両者の為替差額の損益認識時点が一致し，純損益および純資産はともに平準化できる（②）。一方，円貨建保険の裏付資産である場合（③から⑦），純損益および純資産の変動性を抑制させるためには，為替予約等のデリバティブ取引を活用する必要がある。この場合，外貨建その他有価証券の為替差額を当期の損益として計上すれば，デリバティブ取引にヘッジ会計を適用する必要はない（⑦）。

外貨建その他有価証券が債券以外（具体的には，株式や投資信託）である場合（⑧から⑫），純損益および純資産を平準化させるためにはヘッジ会計を適用する必要がある（⑩および⑪）。

4.2 IFRS を適用する場合

IFRS を適用する場合の運用資産と保険負債の組み合わせを考察するに先立って，まずは IFRS における為替差額の取扱いについて確認する。

国際会計基準（IAS）第 21 号「外国為替レート変動の影響」では，貨幣性項目の為替差額は発生した期間の当期の損益として¹¹⁾，また非貨幣性

11) ただし，在外営業活動体に対する報告企業の純投資の一部を構成する貨幣性

項目の為替差額は当該項目から生じる利得・損失をどこで表示するかによって、当期の損益またはその他の包括利益（OCI）として処理される（30 項，32 項）。したがって，負債性金融商品（債権・債券等）は貨幣性項目とされるため，その為替差額は当期の損益となる。一方，資本性金融商品（株式等）は非貨幣性項目とされるため，その為替差額は原則として当期の損益に計上されるが，いわゆる OCI オプションを適用する場合には為替差額も OCI 計上される。また，保険負債は貨幣性項目とされ，その為替差額は当期の損益として計上されるが，割引率変動による評価差額を OCI 計上する会計方針を選択する場合には為替差額についても OCI 計上される（IFRS 第 17 号，92 項）。

図表 15 IFRS を適用する場合（負債性金融商品）

運用資産					保険負債			マッチング状況	
区分	種別	為替差額	デリバティブ	ヘッジ会計	評価差額	区分	種別	為替差額	純損益 純資産
① 外貨負債性	FVOCI	純損益	—	—	—	外貨建商品	FVTPL	純損益	○ ○
② 外貨負債性	FVOCI	純損益	—	—	—	外貨建商品	FVOCI	OCI	× △
③ 外貨負債性	FVTPL	純損益	—	—	—	外貨建商品	FVTPL	純損益	○ ○
④ 外貨負債性	FVTPL	純損益	—	—	—	外貨建商品	FVOCI	OCI	× △
⑤ 外貨負債性	FVOCI	純損益	—	—	—	円貨建商品	FVTPL	—	× ×
⑥ 外貨負債性	FVOCI	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVTPL	—	○ ○
⑦ 外貨負債性	FVOCI	純損益	—	—	—	円貨建商品	FVOCI	—	× ×
⑧ 外貨負債性	FVOCI	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVOCI	—	○ ○
⑨ 外貨負債性	FVTPL	純損益	—	—	—	円貨建商品	FVTPL	—	× ×
⑩ 外貨負債性	FVTPL	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVTPL	—	○ ○
⑪ 外貨負債性	FVTPL	純損益	—	—	—	円貨建商品	FVOCI	—	× ×
⑫ 外貨負債性	FVTPL	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVOCI	—	○ ○

備考：マッチング状況は運用資産と保険負債に係る為替差損益の対応状況を示している。

以上の点を踏まえて，IFRS を適用する場合の運用資産（負債性金融商品）と保険負債の組み合わせを示したものが図表 15 である。ここでは，日本基準でその他有価証券に分類される項目を念頭に IFRS を適用する場合の分類変更を示している。日本基準上のその他有価証券（債券）の大半は IFRS

項目について生じる為替差額は，報告企業の個別財務諸表または在外営業活動体の単独財務諸表（状況に応じて）において純損益に認識しなければならないが，在外営業活動体と報告企業を含んだ財務諸表（例えば，在外営業活動体が子会社である場合の連結財務諸表）においては，こうした為替差額は当初，その他の包括利益に認識し，純投資の処分時に資本から純損益に振り替えなければならない（IAS 第 21 号，32 項）。

第9号では「回収および売却の両方」を目的とする事業モデルに該当し、かつ契約上のキャッシュフロー（SPPI）要件を満たせば、OCIを通じて公正価値で測定する（FVOCI）区分になると考えられる¹²⁾。しかし、例えば、債券であっても SPPI 要件を満たさない場合、また、オープンエンド型の投資信託は（たとえ株式を運用するものであっても）負債性金融商品に分類され、かつ SPPI 要件を満たさないで、純損益を通じて公正価値で測定する（FVTPL）区分になる。負債性金融商品が FVOCI 区分、FVTPL 区分のいずれに分類されようが為替差額は当期の損益として計上される¹³⁾。

まず負債性金融商品が外貨建保険の裏付資産である場合（①から④）、運用資産側の為替差額は当期の損益となるのに対して、保険負債側の為替差額は会計方針の選択によって当期の損益または OCI 計上される。両者の為替差額をマッチさせるには、保険負債について、割引率変動による評価差額を当期の損益とする会計方針を選択しなければならないが、この場合、為替変動以外の評価差額がミスマッチ状態になるか（①）、為替変動以外の評価差額を含めて当期の損益として計上する必要がある（③）¹⁴⁾。①のミスマッチを解消させるために資産側に公正価値オプションを適用すれば、③の状況に移行する。このため③の状況を許容できるかが問題となる。

金利上昇による保険負債の減少（益）は解約益の先取りとみることもできるが、日本基準では保険負債は原価ベースで評価されるため、この解約益は（実際に契約が解約されるまで）認識されることはない。このため、日本基準は「契約の履行が予定される限り、保険負債の時価の変動を認識せず、解約益（の先取り）も認識しない」という立場にあると考えられ、保険負債の評価差額は業績数値としてみなされない（羽根 [2022] 230 頁）。こ

12) IFRS 第9号の取扱いには羽根（2022）を参照。

13) 為替差額が当期の損益として計上される点は、「回収」を目的とする事業モデルとして償却原価区分となる負債性金融商品も同様である。

14) 一方、図表中の②は、為替変動の影響はミスマッチ状態にあるものの、金利変動の影響はマッチしている。

のような立場から、本邦生保は割引率変動による評価差額を OCI 計上する会計方針を選択する誘因を有すると考えられるが¹⁵⁾、（資産の評価差額と整合的に処理されるときとも）為替変動以外の影響を含めて当期の損益とする会計方針を選択すれば、金利変動に起因する評価差額まで当期の損益とすることとなり、「彼方立てれば此方が立たぬ」といったことになりかねない。

つぎに円貨建保険の裏付資産である場合（⑤から⑫）、為替予約等のデリバティブを活用して為替変動リスクをヘッジする必要がある。ただし、この場合、純損益および純資産を平準化させるためにヘッジ会計を適用する必要はない¹⁶⁾。ただし、⑥の場合、金利変動による評価差額に関しては資産と負債とでミスマッチが生じるため、⑧のように負債側も FVOCI 処理するのが望ましい。また、⑫に関しても、為替変動以外の評価差額がミスマッチ状態となる。これは投資信託等を運用する場合に起こりうる

続いて、運用資産を資本性金融商品とした場合における組み合わせを示したものが図表 16 である。まず、外貨建保険の裏付資産である場合（①から④）、純損益および純資産の変動性を抑制させるには、為替差額の損益認識時点を資産・負債で統一する必要がある。ただし、④については、資本性金融商品へ OCI オプションを適用した場合、為替差額を含む OCI はその後純損益へのリサイクリングが禁止されているので、現金収支総額と利益総額が一致するという、いわゆる「合致の原則」が成立しなくなり、当期純利益の意義が変容することとなろう¹⁷⁾。

-
- 15) そもそも IFRS 第 17 号において割引率変動による評価差額を OCI 計上する選択肢が設けられたのは、本邦生保等からの意見発信によるところが大きい。
 - 16) ヘッジ要件を満たせば、ヘッジ会計を適用すること自体は可能であると考えられる。
 - 17) リサイクリング処理が禁止されることによって従来「合致の原則」が成立することで担保されてきた「恣意的な評価によって短期的に利益がゆがめられたとしても、期間を通算した利益総額は必ず現金収支と一致するから、評価によって利益の絶対額を動かすことはできない」（辻山〔2022〕17 頁）とい

IFRS 移行に伴う生命保険会社の為替リスク管理への影響分析

図表 16 IFRS を適用する場合（資本性金融商品）

運用資産						保険負債		マッチング状況	
区分	種別	為替差額	デリバティブ	ヘッジ会計	評価差額	区分	為替差額	純損益	純資産
① 外貨資本性	FVTPL	純損益	-	-	-	外貨建商品	FVTPL	純損益	○ ○
② 外貨資本性	FVTPL	純損益	-	-	-	外貨建商品	FVOCI	OCI	× △
③ 外貨資本性	FVOCI	OCI	-	-	-	外貨建商品	FVTPL	純損益	× △
④ 外貨資本性	FVOCI	OCI	-	-	-	外貨建商品	FVOCI	OCI	○ ○
⑤ 外貨資本性	FVTPL	純損益	-	-	-	円貨建商品	FVTPL	-	× ×
⑥ 外貨資本性	FVTPL	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVTPL	-	○ ○
⑦ 外貨資本性	FVTPL	純損益	-	-	-	円貨建商品	FVOCI	-	× ×
⑧ 外貨資本性	FVTPL	純損益	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVOCI	-	○ ○
⑨ 外貨資本性	FVOCI	OCI	-	-	-	円貨建商品	FVTPL	-	○ ×
⑩ 外貨資本性	FVOCI	OCI	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVTPL	-	× △
⑪ 外貨資本性	FVOCI	OCI	為替予約等	公正価値	OCI	円貨建商品	FVTPL	-	○ ○
⑫ 外貨資本性	FVOCI	OCI	-	-	-	円貨建商品	FVOCI	-	○ ×
⑬ 外貨資本性	FVOCI	OCI	為替予約等	非適用	純損益	円貨建商品	FVOCI	-	× △
⑭ 外貨資本性	FVOCI	OCI	為替予約等	公正価値	OCI	円貨建商品	FVOCI	-	○ ○

備考：マッチング状況は運用資産と保険負債に係る為替差損益の対応状況を示している。

円貨建保険の裏付資産である場合、まず資本性金融商品を FVTPL 処理するならば (⑤から⑧)、ヘッジ会計を適用しなくとも為替予約等のデリバティブを活用することによって純損益および純資産の変動性を抑制できる。一方、OCI オプションを適用する場合 (⑨から⑭)、資本性金融商品の為替差額を含めて OCI 処理できるため、デリバティブを活用しなくとも純損益の変動性は抑えることができるが、純資産に変動性がもたらされる (⑨⑫)。純損益および純資産を共に平準化させるためにはデリバティブを活用したうえでヘッジ会計を適用する必要がある。なお、この場合、公正価値ヘッジのみが適用可能である。しかしながら、OCI のノンリサイクリングの問題は避けることができない。

5. おわりに

本稿では、日本基準から IFRS への移行が為替変動リスク管理に及ぼす影響について検討してきた。本邦生保では近年、外国証券の保有額が上昇するとともに通貨関連デリバティブの契約高も上昇傾向にある。日本基準

う会計利益の堅牢さが棄損されることとなる。加えて、ノンリサイクリング処理を前提とすれば、株式の売却損益が純利益に反映されないことから課税漏れが生じるため、確定決算主義の観点から当期純利益を出発点とする考え方にも影響が及ぶと指摘されている (坂本 [2013] 107 頁)。

では、外貨建その他有価証券が債券以外（株式や投資信託）の場合、リスクヘッジの効果を会計上適切に反映させるためには（すなわち、純損益および純資産の変動性を抑制させるためには）、ヘッジ会計を適用する必要がある。ただし、ヘッジ会計を適用する場合、ヘッジ会計の要件（特に80～125%要件）を満たすことは難しいかもしれない。しかし、IFRSでは、この80～125%要件がないため、日本基準に比べればヘッジ会計が適用しやすいかもしれない。

ただし、IFRSを適用する場合、外貨建の負債性金融商品と外貨建保険の為替差額の処理方法が異なるため、両者の為替差額をマッチングさせるためには、負債側について、割引率変動による評価差額を当期の損益とする会計方針を選択しなければならない。本邦生保は割引率変動による評価差額をOCI計上する会計方針を選択する誘因を有すると考えられるが、為替変動以外の影響を含めて当期の損益とする会計方針を選択すれば、金利変動に起因する評価差額まで当期の損益とすることとなり、「彼方立てれば此方が立たぬ」といったことになりかねない。金利変動の影響のほうが為替変動の影響よりも大きい場合、保険会社は、金利変動に係わる評価差額のマッチングを優先させてOCI計上する会計方針を選択するかもしれない。

外貨建の資本性金融商品が外貨建保険の裏付資産である場合も、両者の為替差額の認識時点を一致させる必要があるが、資本性金融商品へOCIオプションを適用した場合、為替差額を含むOCIはその後純損益へのリサイクリングが禁止されている。また、円貨建保険の裏付資産を想定した場合、ヘッジ会計が必要となるのは外貨建の資本性金融商品に対してOCIオプションを適用するケースである。OCIのノンリサイクリング処理を許容するのか、評価差額を当期の損益として計上するのか、いずれにせよ財務業績ないしは当期純利益の性格を変容させかねない問題に直面する。

参考文献

- 植村信保（2024）『経済価値ベースのソルベンシー規制 生保経営大転換を読む』，日本経済新聞出版。
- 坂本雅士（2013）「IFRS と確定決算主義」，『別冊企業会計 企業会計制度の再構築』，102～108 頁。
- 辻山栄子（2022）「IFRS 利益の深層」，『企業会計』，第 74 巻第 11 号，12～19 頁。
- 羽根佳祐（2022）「IFRS 移行に伴う生命保険会社の ALM 戦略への影響分析：金利変動リスク管理を中心に」『成城大学経済研究』，第 236 号，197～232 頁。

（付記）本研究は，科研費（24K00307）の助成を受けたものである。